

一般競争入札公告

次の業務について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年7月4日

公立大学法人沖縄県立看護大学理事長
神里 みどり



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和6年度公立大学法人沖縄県立看護大学教育管理棟給排水設備改修工事
- (2) 工事内容 別添図面等のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から210日間
- (4) 工事場所 沖縄県立看護大学（那覇市与儀1丁目24番1号）
- (5) その他適用のある法令制度等

最低制限価格制度 本件入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込に係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。

2 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 公告の日から令和6年7月24日（水）
- (2) 場所 公立大学法人沖縄県立看護大学ホームページ

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月25日（木）10:00
- (2) 場所 沖縄県那覇市与儀1丁目24番1号 公立大学法人沖縄県立看護大学教育管理棟1階大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当する者は、入札に参加できない。
 - ア 令和6・7年度沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定に関する規定（昭和52年沖縄県告示第445号）
第5条による建設工事入札参加者名簿に、管工事業の業種でA等級を有することについて登録があること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に定める特定建設業の許可を受けた者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規則に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者
 - オ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること
 - カ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間に、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと
 - キ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条 第2項の規定に抵触するものではない。
 - (ア) 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合
 - a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 原則として、別添の設計書に表示する設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないことを。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者である。

(ア) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

a 子会社等と親会社等の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

　設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ケ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと

コ 下記の対象工事を平成24年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体（特定JV）又は経常建設共同企業体（経常JV）の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。

対象工事 国、地方公共団体その他公共的団体（国立大学法人等）が発注した本工事と同等規模の工事（新設・改修は問わない）。

サ 配置予定技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を、監理技術者として当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。なお、配置予定技術者は、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(ア) これと同等以上の資格を有する者とは、次のaからbのいずれかを満たす者をいう。

a 技術士（機械部門、（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者

b これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第7条第2号ハに該当する資格を有する者）

(イ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

シ 建築基準法に基づき許可を得たもので、本県に建設業法に基づく主たる営業所があること。

5 入札保証金に関する事項

免除（公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第5条第1項第3号）

6 入札の無効に関する事項

入札説明書による

7 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の入手方法等（HPからダウンロードして下さい）

ア 期間 令和6年7月4日（木）から令和6年7月16日（火）

イ 場所 公立大学法人沖縄県立看護大学 HPよりダウンロードして下さい。

(2) 申請時期

ア 期間 令和6年7月4日（木）から令和6年7月16日（火）

午前8時から午後4時まで（※土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

イ 場所 公立大学法人沖縄県立看護大学 総務課

ウ 提出部数 一部

(3) 提出書類

公立大学法人沖縄県立看護大学 HPからダウンロードして下さい。